

# 宮津市公報

平成27年3月2日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市企画総務室発行

## 目次

宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動届	1
宮津市地域会議交付金交付要綱の一部を改正する要綱	1
宮津市公印の印影印刷	1
宮津市議会定例会の招集	1
宮津市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱	2
宮津市公印の電子印の作成	3
宮津市公印の電子印の作成	3
宮津市公印の電子印の作成	3
認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	5
宮津市公印の電子印の作成	5

## 公 告

平成27年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験第1次試験の合格者	5
宮津市の公共施設に設置する自動販売機の設置事業者の公募	6
公示送達	11
都市計画の案の総覧	11

## 教 育 委 員 会

宮津市教育委員会定例会の招集	12
宮津市教育委員会公印の電子印の作成	12

## 《 告 示 》

### 選挙管理委員会

宮津市農業委員会委員選挙人名簿の総覧	12
選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の総覧	12
有権者総数の50分の1の数	13
有権者総数の3分の1の数	13
有権者総数の6分の1の数	13

## 農 業 委 員 会

宮津市農業委員会総会の招集	13
宮津市農業委員会総会の招集	14

告示

宮津市告示第4号  
宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。  
平成27年2月6日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第124号

- (1) 名称 変更前 米來住設
- 変更後 米來住設株式会社
- (2) 所在地 変更前 福知山市宇堀森垣278番地2
- 変更後 福知山市宇堀271番地の4
- (3) 代表者 代表取締役 塩見 誠 吾
- (4) 指定期間 平成27年2月6日～平成29年12月31日

\* \* \*

宮津市告示第5号

宮津市地域会議交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年2月16日

宮津市長 井上正嗣

宮津市地域会議交付金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域会議交付金交付要綱（平成19年告示第88号）の一部を次のように改正する。

第1条中「会議等運営」の次に「及び地域会議主体の活動」を加える。

第6条の見出しを「(実績報告)」に改め、同条中「宮津市地域会議交付金精算報告書」を「宮津市地域会議交付金実績報告書」に改める。

別表中「必要な経費」の次に「及び地域会議主体の活動に係る経費」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宮津市地域会議交付金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

\* \* \*

宮津市告示第6号

宮津市公印のうち市印の印影を印刷するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。

平成27年2月17日

宮津市長 井上正嗣

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省略>	市印 国民健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者資格証明書 その他国民健康保険に関する認定証 (国民健康保険被保険者証)	平成27年4月1日

\* \* \*

宮津市告示第7号

平成27年第1回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。  
平成27年2月18日

宮津市長 井上正嗣

- 1 期 日 平成27年2月25日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

\*\*\*\*\*

宮津市告示第8号

宮津市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱を次のように定める。

平成27年2月19日

宮津市長 井上正嗣

宮津市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱  
(設置)

第1条 宮津市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び実施の推進に当たり、本市のまちづくりに関する意見を有する市民等から意見を聴取するため、宮津市まち・ひと・しごと創生有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合戦略の策定に関する調査及び審議
- (2) 総合戦略に基づき施策等の取組状況及び成果の検証

(組織)

第3条 有識者会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 自治会関係者
- (2) 社会福祉関係団体の役職員
- (3) 商工関係団体の役職員
- (4) 農林水産業関係団体の役職員
- (5) 観光業関係団体の役職員
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 金融機関関係者
- (8) 労働者関係団体の役職員
- (9) 放送機関、新聞社その他の報道機関関係者
- (10) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第4条 有識者会議に座長及び副座長各1人を置く。

2 座長は、委員の互選によりこれを定める。

3 座長は、会務を総理する。

4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 座長は、会議において必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、企画担当室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

\_\_\_\_\_ \* \* \* \_\_\_\_\_

宮津市告示第9号  
 宮津市公印のうち福祉事務所長印の電子印を作成するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。  
 平成27年2月24日

宮津市長 井上正嗣

印影	公印の名称及び使用区分 福祉事務所長印 福祉事務所長名をもって発する文書 (保育所入所承諾書) (保育所入所不承諾通知書) (保育所入所解除通知書)	使用開始期日 平成27年2月27日
<省略>		

\_\_\_\_\_ \* \* \* \_\_\_\_\_

宮津市告示第10号  
 宮津市公印のうち市長印の電子印を作成するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。  
 平成27年2月24日

宮津市長 井上正嗣

印影	公印の名称及び使用区分 市長印 市長名をもって発する文書 (支給認定決定通知書) (支給認定証) (利用者負担額（保育所保育料）決定通知書) (利用者負担額（保育所保育料）変更通知書)	使用開始期日 平成27年2月27日
<省略>		

\_\_\_\_\_ \* \* \* \_\_\_\_\_

宮津市告示第11号  
 宮津市公印のうち市印凸版及び市長印の電子印を作成するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。  
 平成27年2月26日

宮津市長 井上正嗣

印影	公印の名称及び使用区分 市印凸版 介護保険被保険者証、介護保険資格者証その他介護保険に関する認定証及び確認証 (介護保険資格者証)	使用開始期日 平成27年3月1日
<省略>		
<省略>	市長印 市長名をもって発する文書 (介護保険受給資格証明書) (介護保険要介護認定等申請受理通知書)	

(介護保険診断命令書)	(介護保険主治医意見書提出依頼書)
(介護保険要介護認定訪問調査依頼書)	(介護保険要介護認定結果通知書)
(介護保険要介護状態区分変更通知書)	(介護保険サービスの種類指定結果通知書)
(介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書)	(介護保険要介護認定等却下通知書)
(介護保険要介護認定・要支援認定取消通知書)	(介護保険要介護認定等延期通知書)
(介護保険要介護認定・要支援認定等更新のお知らせ)	(介護保険負担限度額認定決定通知書)
(介護保険負担限度額、利用者負担額減額・免除認定決定通知書)	(介護保険利用者負担限度額認定、利用者負担減額・免除決定通知書)
(介護保険特定負担限度額、利用者負担額減額・免除認定決定通知書)	(訪問介護利用者負担額減額決定通知書)
(介護保険負担限度額認定の更新について)	(社会福祉法人利用者負担軽減対象決定通知書)
(社会福祉法人利用者負担金軽減確認証の更新について)	(介護保険自己負担額証明書)
(介護保険特別徴収仮徴収額通知書)	(介護保険特別徴収(仮徴収)開始通知書)
(介護保険料納入(決定)通知書)	(介護保険料納入(変更)通知書)
(介護保険料減免決定通知書)	(介護保険料減免取消通知書)
(介護保険他市町村住所地特例者連絡票)	(介護保険住所地特例施設退所通知書)
(介護保険住所地特例施設変更通知書)	(介護保険給付の支払方法変更(償還払い)予告通知書)
(介護保険給付の支払方法変更(償還払い)通知書)	(介護保険給付の支払一時差止通知書)
(介護保険給付の支払一時差止通知書)	(介護保険給付額減額通知書)
(介護保険支払方法変更弁明終了決定通知書)	(介護保険償還払支給(不支給)決定通知書)
(介護保険料賦課等資料について(照会))	(催告書(介護保険))
(催告書(介護保険))	(未当通知書(介護保険))
(未当通知書(介護保険))	(還付通知書(介護保険))
(還付通知書(介護保険))	(還付充当通知書(介護保険))
(還付充当通知書(介護保険))	(介護給付費通知書)
(介護給付費通知書)	(高額介護サービス費給付のお知らせ)
(高額介護サービス費給付のお知らせ)	(介護保険高額介護(予防)サービス費支給(不支給)決

	定通知書) (高額介護合算療養費等給付のお知らせ) (高額介護合算療養費等支給 (不支給) 決定通知書)
--	--

宮津市告示第12号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条の2第11項の規定により、平成17年7月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 里波見自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <省略>  
氏名 谷 川 正 樹
- 3 変更年月日 平成27年2月14日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。  
平成27年2月26日

宮津市長 井 上 正 嗣

\* \* \*

宮津市告示第13号

宮津市公印のうち市長印の電子印を作成するので、宮津市公印規則 (昭和49年規則第16号) 第7条第2項の規定により告示する。  
平成27年3月2日

宮津市長 井 上 正 嗣

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省略>	市長印 市長名をもって発する文書 (利用者負担額 (幼稚園保育料) 決定通知書) (利用者負担額 (幼稚園保育料) 変更通知書) (利用者負担額 (幼稚園保育料) 減免通知書)	平成27年3月2日

## 公 告

宮津市公告第4号  
平成27年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。  
平成27年2月9日

宮津市長 井 上 正 嗣

第1次試験に合格した者の受験番号

C3001 D4001

第2次試験の実施要領

1 個別面接

(1) 日時 平成27年2月26日 (木) 午前9時～

(2) 場所 宮津市宇柳縄手345番地の1  
宮津市役所

2 身体検査  
健康診断書により行います。

\* \* \*

宮津市公告第5号

宮津市の公共施設に設置する自動販売機設置者を公募による入札によって選定することについて、  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第  
13号）第104条の規定により公告します。

平成27年2月10日

宮津市長 井上正嗣

1 入札物件

物件番号	設置施設	設置場所	所在地	設置場所 の寸法 上段：幅 下段：奥行	設置 可能 台数	最低年額 使用料	回収 ボックス	担当部署
1	宮津市役所	本館1階 市民ホール	柳縄手345-1	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	不要	管財契約係 (0772-45-1611)
2	宮津市役所	新館2階 食堂前	柳縄手345-1	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	不要	管財契約係 (0772-45-1611)
3	宮津市役所	別館3階 産業振興室前	本町789	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	不要	管財契約係 (0772-45-1611)
4	中央公民館	1階ロビー (西側)	鶴賀2164	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	必要	社会教育係 (0772-45-1602)
5	中央公民館	1階ロビー (東側)	鶴賀2164	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	必要	社会教育係 (0772-45-1602)
6	中央公民館	3階北側	鶴賀2164	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	必要	社会教育係 (0772-45-1602)
7	市民体育館	1階ロビー	浜町3000	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	必要	社会教育係 (0772-45-1602)
8	浜町立体駐車場	1階西側 出入口	浜町3006	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	必要	まちづくり係 (0772-45-1607)
9	宮津マルシェ(仮称) 観光交流センター	屋外(西側)	浜町3007	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	必要	まちづくり係 (0772-45-1607)
10	宮津マルシェ(仮称) 観光交流センター	屋外(東側)	浜町3007	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	必要	まちづくり係 (0772-45-1607)
11	もみじ公園	屋外	石浦	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	必要	農林水産係 (0772-45-1606)

(1) 物件番号11は、回収ボックスを設置し、公園の美観保持（ゴミ回収）に積極的に協力すること。  
また、電気代使用料相当額は自動販売機分とあわせて、隣接する公衆便所の電気使用料相当額  
も納めること。なお、電力使用料計測用子母ターの設置は不要である。

(2) 宮津市役所は、宮津市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）に規定されている日が閉庁  
日である。

(3) 中央公民館及び市民体育館の開館時間等は、宮津市中央公民館使用条例施行規則（昭和43年教  
委規則第1号）及び宮津市民体育館条例施行規則（平成12年教委規則第8号）に規定されてい  
る日が閉庁日である。

(4) 市民体育館1階には入札に付さない自動販売機が2台設置されており、その点を留意しておく  
こと。

(5) 設置場所の寸法には、原則、放熱スペース等を含む。ただし、回収ボックスのスペースは含ん  
でいない。

(6) 設置可能台数を超える台数の設置はできない。

(7) 複数の物件に応募することは可能

## 2 入札参加資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り入札することができる。

- (1) 宮津市内に営業所を有する者又は宮津市民。(入札物件7から11については宮津市外の者も可)
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 入札申込書等入札参加資格の確認に必要な書類を提出する時に地方税を滞納している者

- (3) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に關して不正の行為をした日から2年を経過していない者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した日から2年を経過していない者

ウ 自動販売機設置者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた日から2年を経過していない者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に

当たり職員職務を妨げた日から2年を経過していない者

オ 正当な事由がなく契約を履行しなかつた日から2年を経過していない者

カ アからオのいずれかにかに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した日から2年を経過していない者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のアからカまでのいずれにも該当しないものであること。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に關与しているもの

※ 役員等とは、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものをいう。

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって

暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に

暴力団の維持運営に協力し、又は關与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき關係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(5) 前号に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある

団体に属する者でないこと。

3 入札条件等

(1) 使用料等

使用許可の期間

使用許可の期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

ただし、公用又は公共用としての使用の必要性や許可場所の状況等を勘案して支障がないと

宮津市が判断する場合は、当初の入札条件を変更しないことを前提として、当初許可期間終了

日の翌日から2年を限度に、使用許可の更新を行う。なお、使用許可については、単年度の使

用許可とするが、許可期間中であつても、公用又は公共用に供するため必要とするときは、使

用許可とするが、許可期間中であつても、公用又は公共用に供するため必要とするときは、使

用許可とするが、許可期間中であつても、公用又は公共用に供するため必要とするときは、使

用許可とするが、許可期間中であつても、公用又は公共用に供するため必要とするときは、使

用許可とするが、許可期間中であつても、公用又は公共用に供するため必要とするときは、使

用許可とするが、許可期間中であつても、公用又は公共用に供するため必要とするときは、使

用許可とするが、許可期間中であつても、公用又は公共用に供するため必要とするときは、使



用許可を取り消す場合がある。

イ 使用料

物件ごとに自動販売機設置者として決定した者が入れした価格をもって年額使用料とする。

ウ その他必要経費等

(ア) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等を含む。）、維持管理等に係る一切の費用は自動販売機設置者の負担とする。

(イ) 自動販売機の運転に必要な光熱水費は自動販売機設置者の負担とする。

エ 設置条件

自動販売機は、物件ごとの自動販売機設置位置図に示した場所に、指定した外形寸法上限を超えないものとする。また、電力等使用量計測用子メーターを設置するほか、転倒防止対策も併せて行うこと。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守すること。

ア 使用許可の条件を遵守し、使用料及び光熱水費を市長が指定する期限までに全額納付すること。

イ 使用許可期間中に法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その取り消しを受けていないこと（該当の場合のみ）。

ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供してはならないこと。

エ 販売品の納入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、当該施設管理者の指示に従うこと。

オ 設置する自動販売機は、消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダー等）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、閉庁時間や閉庁日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対応機能を備えた自動販売機とすることを努めること。また、設置に当たっては、コンセントローツに対して、差込プラグを一つとすること。販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の缶、びん、ペットボトル等密閉式の容器、紙パック又は紙コップの容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。

キ 販売価格については、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと（個別に販売価格の条件がある場合は、当該金額を上回る価格で販売しないこと）。

ク 販売品目等自動販売機の運用上の事項については、必要に応じて当該施設管理者と協議し、その指示に従うこと。

ケ 災害対応型自動販売機は、災害時に自動販売機内にある清涼飲料水を取り出すことができる自動販売機とすること。また、災害時に宮津市が飲料の提供を必要と判断した場合は、自動販売機内の全ての飲料を無償提供すること。

コ 自動体外式除細動機（AED）内蔵式自動販売機は、緊急時に開閉及び使用可能なAEDを搭載した機種であること。なお、AEDの購入経費、管理及び機材の更新費用は設置者の負担とする。

サ 入札物件9及び10に設置する自動販売機の色彩は、施設の外観に調和したものとし、自動販売機設置前に当該施設管理者と協議をすること。

シ その他物件ごとに当該施設管理者が定める事項

(3) 維持管理責任

次のことを遵守すること。

ア 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、自動販売機設置者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式8）を宮津市に提出すること。

イ 自動販売機の設置に際しては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。

ウ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、自動販売機設置者の責任において対応す

ること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

エ 盗難事故や破損事故等による損害は、宮津市の責にすることが明らかな場合を除き、全て自動販売機設置者が負うこと。

オ 販売する清涼飲料水等の容器に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、自動販売機設置者の責任で適切に回収すること。ただし、入札物件1から3の回収ボックスの設置は不要とする。

カ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。

(4) 使用許可の取消し

ア 次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消す。

(ア) 許可場所を公用又は公共用に供する必要がある場合

(イ) 宮津市の都合により使用許可を取り消す必要がある場合

(ウ) 使用許可の条件に違反する行為があると認められる場合

(エ) 自動販売機設置者が入札参加資格を失った場合

(オ) 自動販売機設置者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

イ 上記(ウ)から(オ)までの場合、当該取り消しの日から3年間宮津市が実施する自動販売機設置者を選定する入札に参加できないものとし、かつ、既に納めた使用料は還付しない。

(5) 自己都合による自動販売機の撤去

自動販売機設置者の自己の都合により、自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の1か月前までに宮津市に書面により通知すること。なお、この場合は、既に納めた使用料は還付しない。

(6) 原状回復

自動販売機設置者は、許可期間満了により自動販売機を撤去する場合は、許可期間内に原状回復すること。また、第4号により許可が取り消された場合及び前号により自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に係る一切の補償を宮津市に請求することはできないものとする。

4 入札申込方法等

(1) 入札申込に必要な書類

ア 入札申込書 (様式1)

イ 申込物件チェックリスト (様式2)

ウ 誓約書 (様式3)

エ 印鑑登録証明書 (法人の場合は印鑑証明書)

※入札申込日前3か月以内に発行されたものに限る。(コピー可)

オ 法令等の規定により販売について許可等を要する場合は許可等の免許証の写し

カ 販売品目等一覧表 (様式4)

キ 住民票記載事項証明書 (法人の場合は法人登記簿 (履歴事項全部証明書) )

※提出日前3か月以内に発行されたものに限る。(コピー可)

ク 役員調書 (法人の場合のみ) (様式5)

ケ 地方税納税証明書 (滞納がないことの証明書)

※提出日前3か月以内に発行されたものに限る。(コピー可)

(2) 入札申込期間等

入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込みをすること。

申込受付期間：平成27年2月16日(月)～平成27年2月25日(水) 必着

受付場所及び送付先：〒626-8501 宮津市宇柳縄手345-1

宮津市財務室管財契約係 (本館3階)

※持参される場合の受付時間は、平日午前9時から午後5時までとする。

※郵送での申込みは、原則、簡易書留又は書留とし、普通郵便で送付された場合で受付期間内に到着しなかった場合は受け付けない。

※申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や書類の不備があった場合は受け付けない。

※電話、ファックス又はインターネットによる申込みは受け付けない。

※電話、ファックス又はインターネットによる申込みは受け付けない。

- 5 入札日時、場所及び持参するもの
  - (1) 入札日時 平成27年2月27日(金) 午前10時30分  
受付 午前9時～午前10時
  - (2) 入札場所 宮津市役所第2会議室(本館南棟1階)
  - (3) 持参するもの
    - ア 入札書
    - イ 入札申込書の写し(宮津市財務室受付印のあるもの)
    - ウ 印鑑 個人の場合は代表者印。なお、代理人が入札をする場合は、委任状の「代理人使用印」の欄に押印の印鑑とすること。
    - エ 委任状(代理人が入札する場合のみ)  
委任状に所定の事項を記入し、入札申込者本人の登録印鑑を押印すること。  
入札申込者本人の印鑑登録証明書(本入札日前3か月以内に発行されたもの)を添付すること。
    - オ 筆記用具(黒の万年筆又はボールペン)
- 6 入札の方法
  - (1) 入札は、指定の日時に入札会場において入札の受付を完了し、入札参加資格が確認できた者(以下「入札者」という。)のみによって行う。
  - (2) 入札会場に入室できる者は、2名までとする。
  - (3) 入札書は、宮津市の入札書(様式6)を使用すること。
  - (4) 入札書には、入札者の住所、氏名(代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所及び氏名)を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑(委任状の「代理人使用印」の欄に押印したもの)を必ず押印すること。
  - (5) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「〒」記号を記入すること。
  - (6) 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状を提出しなければならない。
  - (7) 入札者は、入札書を入札箱に投入した後は、その入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。  
入札箱に投入する前に入札書の記載に誤りを発見し、訂正しようとするときは、入札用紙の再交付を受けること。
  - (8) 入札書は、定形封筒に封入して封印し、係員の指示により入札箱に投入すること。
- 7 開札  
開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとに行う。
- 8 落札者の決定
  - (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が宮津市の定めた最低年額使用料以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
  - (2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合、入札者はくじ引きを辞退することができない。
  - (3) 落札者は、宮津市からの落札決定をもって自動販売機設置者となる。
- 9 入札結果の公表  
開札の結果、自動販売機設置者があるときは、その者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を入札者に知らせるものとする。
- 10 入札の変更等
  - (1) 入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、又は中止することがある。
  - (2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。
  - (3) 入札書の無効
    - 次のいずれかに該当する場合の入札書は無効とする。
      - ア 最低年額使用料を下回るもの
      - イ 入札参加資格がない者が入札したもの
      - ウ 指定の期間内に提出しなかったもの
      - エ 入札価格、日付、住所、氏名及び押印(印鑑証明書)のないもの又はこれらが分明でないもの
      - オ 申込物件チェックリストにチェックのなかった物件に入札したもの(その入札のみ無効)
      - カ 入札書の訂正をしたもの
      - キ 入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの

ク その他入札に関する条件に違反したものの

- 11 入札の延期又は中止  
 不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない事由があるときは、入札を延期し、又は中止することができる。

- 12 自動販売機設置者の提出書類  
 自動販売機設置者に決定した者は、各施設管理者が指定する期日までに次の書類を提出すること。

- (1) 設置場所の図面
- (2) 設置する自動販売機のカタログ（仕様、寸法及び消費電力等がわかるもの）
- (3) 自動販売機の設置管理、商品補充等を行う者が自動販売機設置者と異なる場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式8）
- (4) 行政財産一時使用許可申請書（様式9）（入札物件1から3及び8から11の自動販売機設置者）
- (5) 教育財産一時使用許可申請書（様式10）（入札物件4から7の自動販売機設置者）

- 13 自動販売機設置者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、自動販売機設置者としての決定を取り消し、当該取り消しの日から3年間宮津市が実施する自動販売機設置者を選定する入札に参加できないものとする。

- ア 正当な事由なくして、宮津市が指定する期日までに使用許可の手続きにだじなかつた場合
- イ 自動販売機設置者が入札参加資格を失った場合
- ウ 自動販売機設置者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

- 14 その他

使用許可の手続き及び履行に関する一切の費用については、自動販売機設置者の負担とする。

- 15 入札に関する問い合わせ

宮津市財務室管財契約係（本館3階）  
 電話：0772-45-1611（直通）  
 FAX：0772-25-1691

※個々の入札物件に関する問い合わせは、「入札物件一覧表」の各担当部署とする。

宮津市公告第6号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成27年2月19日

宮津市長 井上正嗣

＜以下掲示済＞

\_\_\_\_\_ \* \* \* \_\_\_\_\_

宮津市公告第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮津市に意見書を提出することができます。

平成27年3月2日

宮津市長 井上正嗣

- 1 都市計画の種類  
 宮津都市計画ごみ処理場
- 2 都市計画を定める土地の区域  
 宮津市宇須津小字大谷、小字宮ヶ谷、小字北谷及び小字北谷奥  
 与謝郡与謝野町字石川小字滝ノ下、小字チシ田及び小字小谷
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
 宮津市建設室まち景観係（本館南棟3階）
- 4 縦覧期間  
 平成27年3月2日から平成27年3月16日まで

## 教育委員会

### 《告示》

宮津市教育委員会告示第2号  
平成27年第2回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。  
平成27年2月20日

宮津市教育委員会  
委員長 生駒 正子

- 1 日時 平成27年2月24日(火) 午前8時30分  
2 場所 宮津市役所 第6会議室

\* \* \*

宮津市教育委員会告示第3号  
宮津市教育委員会公印のうち教育長印の電子印を作成するので、宮津市教育委員会公印規則(平成12年教委規則第16号)第6条第2項の規定により告示する。  
平成27年3月2日

宮津市教育委員会  
委員長 生駒 正子

印影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省略>	教育長印 教育長名をもって発する文書 (幼稚園入園承諾書)	平成27年3月2日

## 選挙管理委員会

### 《告示》

宮津市選挙管理委員会告示第1号  
平成27年1月1日現在により調製した宮津市農業委員会委員選挙人名簿を、農業委員会等に関する法律(昭和25年法律第88号)第11条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条の規定により、次のとおり縦覧に供する。  
平成27年2月18日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善一

- 1 縦覧の期間 平成27年2月23日から3月9日まで  
2 縦覧の場所 宮津市字柳繩手345番地の1  
(宮津市役所内)  
宮津市選挙管理委員会事務局

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第2号  
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。  
平成27年2月27日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

- 1 縦覧の期間 平成27年3月3日から3月7日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市宇柳繩手345番地の1  
(宮津市役所内)  
宮津市選挙管理委員会事務局

\* \* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第3号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成27年3月2日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

330人  
\* \* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第4号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年3月2日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

5,492人  
\* \* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第5号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成27年3月2日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

2,746人

農 業 委 員 会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第2号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成27年2月3日

宮津市農業委員会  
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成27年2月10日（火）午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題 議第5号 非農地証明について

\* \* \*

宮津市農業委員会告示第3号  
宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。  
平成27年3月2日

宮津市農業委員会  
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成27年3月11日 (水) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題  
議第6号 農地法第5条の許可申請に係る意見について  
議第7号 農用地利用集積計画について